

秋田県手をつなぐ親たち

平成25年度～春～

公益社団法人

秋田県手をつなぐ育成会

・発行人 谷内和夫

第46号

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館3階

TEL 018-864-2718

HP <http://www.akita-ikuseikai.jp/>

これからの活動について
～総会あいさつより～

谷内和夫

この四月から施行される「障害者総合支援法」は、地域社会における共生の実現にむけて新たな障害保健福祉施策を講ずるとなっており、いわゆる共生社会の実現ということを強調しています。全日本手をつなぐ育成会の北原理事長も、この共生社会の実現を大きな目標とすべきだということ、再三再四力説されております。

私たちも障害者の権利を尊重するというところで、障害がある人も無い人も共に助け合い、支え合っていく社会の実現こそ大切であるということには賛成であるが、いかにして具体的に地域社会と密着した形で実現していくかということは、一重に今後の私たちの取り組みにかかっているのではないかと思います。全日本手をつなぐ育成会の考え方としては、この新法は、全日本が目指している線に沿っていると考えているようです。推進会議の中には知的障害者の団体だけではなく、身体障害者とか、他にも沢山参加する団体があり、育成会としては、そういうことも受けながら、大体、年次計画のようなかたちで一つつ育成会が目指している方へ、改訂されていくように見受けられるので、その行く末を見届けたいという態度でいるようです。国の動き、それに沿った県の動

き、市町村の動きも大いに関係するところですが今後とも注視していきたいと思えます。

さて、秋田県手をつなぐ育成会の場合、今日の総会は平成二十五年度新年度の事業計画、予算等についてのご審議をお願いすることになります。ご承知のとおり四月一日からは社団法人から公益社団法人に変更になります。実は公益社団法人の認可を得るために担当の者が大変難儀しまして、過去二、三年にわたってずっと準備してまいったものです。特に事業の持ち方、会計処理の仕方、より不特定多数の一般の人達の幸せの為に、というしぼり（条件）がついているということで大変困難な面もありましたが、ぜひ、そういう精神を生かしていきたいし、ますます、責任、課題が増えるのではないかと思います。ぜひ取り組み組んでみたいと考えています。

そういうことで従来とは違った色々な視点から提案があると思えますので、よろしくご審議いただきたいと思えます。

今年の九月二十八、二十九日に第三十三回手をつなぐ育成会東北ブロック大会があります。ぜひ沢山の方々のご参加をお願いしたいと思います。いま、県の事務局としても実行委員会を立ち上げて、二回ほど開いておりますが、また毎日一つ一つあるところではあります。準備を進めているところではあります。これらについての提案や報告もありますのでよろしくご審議をお願いします。

平成二十四年度の主な事業実績

一、福祉思想の啓発や情報提供

(1) 秋田県大会大館・北秋田大会
平成二十四年八月五日、北秋田市文化会館を会場に、五百人の参加のもと開催しました。詳細は、会報四十五号を参照してください。なお、大会で決議した内容については、全日本育成会を通じて国への要望事項に取り上げてもらっています。

(2) 情報提供

当会ホームページに、事業の案内、制度改正の速報などを掲載しているので、ご参照ください。

二、研修会、協議会の開催

(1) 組織強化

障害福祉団体連合会・障害福祉協議会等知的障害者に関係する団体が知的障害者を取り巻く諸問題について協議し、県や国に対しての要望を行いました。

また、障害福祉団体連合会では、災害時における知的障害者の安全確認や避難での支援体制などの具体的なマニュアル作りに取り組んでいます。

(2) 障害者支援事業合同協議会

十一月十二日・十三日
ホテルメトロポリタン秋田

参加者113人
知的障害者福祉協会と育成会が諸問題について協議・研修する場で、今年度は、障害者虐待防止法が十月

一日から施行されたこともあり、相談支援を行ってゐる施設からの報告、保護者や事業所での虐待防止への取り組みのシンポジウム、県障害福祉課から法律の概要や県内市町村での体制などについて講演していただきました。

(3) 会員等研修会

十二月四日に県社会福祉会館を会場に、平成二十五年四月一日から施行される障害者総合支援法について全日本育成会から田中正博常務理事をお迎えして、会員や特別支援学校職員、保護者、施設職員などの多くの方から参加をいただき、これからの福祉施策がどう変わるかを学びました。当日の資料は、当会ホームページに掲載しているので、ご参照ください。

(4) 地区別研修会

① 県北地区 参加者50人
十月二十一日

北秋田市交流センター

- ・ どう変わる障害者総合支援法
- ・ 児童施設措置延長の問題点、高齢化、重度化対応

② 中央地区 参加者85人
十月十六日 サンパル秋田

- ・ 成年後見制度の概要
- ・ 障害者総合支援法の概要

③ 県南地区 参加者50人
十月三十日

仙北市角館交流センター

- ・ 障害者制度改革を考える
- ・ 音楽療法について

三、特別支援学校保護者相談会

(1) 秋田大学附属特別支援学校 参加者60人
十月十二日

(2) 比内養護学校かづの分校 参加者18人
十一月三十日

(3) 横手養護学校 参加者40人
十二月五日

(4) 大曲養護学校 参加者50人
十二月七日

(5) ゆり養護学校 参加者60人
十二月八日

(6) 稲川養護学校 参加者40人
十二月十三日

(7) 能代養護学校 参加者45人
二月八日

卒業を間近に控えた保護者の皆さんは今後の生活について不安に思っていることが多い。このため、育成会活動や相談体制を紹介するとともに、卒後福祉サービスを利用するための手続き等について説明を行った。特に障害支援区分及び障害年金について、経験のある育成会会員から申請時の注意事項として、具体的な事例をあげながら、保護者は、子どものことを悪くは説明できないと思うが、出来ないことを強調して説明しないと、支援区分が良く判定され、サービスの内容が違ってくる。一度判定が決まると訂正が難しいので最初の説明が肝心である旨の説明をして、大変好評でした。

四、本人活動支援事業

(1) 秋田県ともだちの会

八月五日 参加者120人

【会場】北秋田市交流センター

- ・ 大道芸人のパフォーマンズや太極拳、音楽などを楽しみ、交流を図った。

(2) ボランティア活動

「鹿角手をつなぐ親の会」
五月～十一月 五回実施 延べ102人

- ・ かづの活動センターの農園の除草や冬囲い

(3) 学習活動

「にかほ市手をつなぐ育成会」
本人部会が中心となって三つの事業を企画した。

- ・ 六月十七日 仁賀保福祉交流センターで横手焼きそばに挑戦

- ・ 十一月三十日 西目ハーブワールドでクラフト体験 参加者26人

- ・ 二月九日 湯沢市の犬つこ祭り見学と湯沢市本人の会と交流 参加者16人

- ・ 二月二十七日 大館北地区コミセンで本人と支援者で「障がいとともに歩む集い」を開催し、秋田大学の今野和夫教授の指導のもと、本人活動への協力を呼びかけた。

(4) 文化活動（音楽活動）

「仙北市角館町手をつなぐ育成会・愛仙にし保護者会」
十月二十七日 参加者50人

仙北市交流センター
音楽療法士の指導のもと、歌やゲームで交流を深めた。

- ・ 角館武家屋敷の散策

(5) ソフトボール大会
「大仙市手をつなぐ育成会」
九月三十日 参加者80人

- ・ 大仙市親水公園
- ・ 角間川地区の町内会、事業所の参加を得て、地域との交流を深めた。

(6) ニュースポーツの体験
「男鹿市手をつなぐ育成会」
十一月二十一日

- ・ 男鹿市総合体育館
- ・ カローリング、オバールボール、スカッドボールの体験をしながら交流を深めた。

五、全国大会・東北ブロック大会

関係事業への助成・協力

(1) 手をつなぐ育成会全国大会
十月二十七日・二十八日

高知県立県民文化ホール 他
秋田県からの参加者13人

- ・ 人としての幸せを求めて生きることの喜びを感じられる社会づくり

(2) 東北ブロック大会

九月二十九日・三十日
仙台市 ホテルニュー水戸屋
秋田県からの参加者50人

- ・ 未来へ繋げよう、手をつなぐ育成会の絆

(3) 秋田県障害者スポーツ大会

(4) 秋田県障害者福祉展への協力

六、全日本育成会の情報誌の提供

1回 330部

平成二十四年度
第二回総会の概要について

平成二十五年三月一四日に第二回総会を開催しました。平成二十五年から当会は、公益社団法人として新たなスタートをきることになりました。

今回の総会では、平成二十五年度事業計画及び予算についても原案通り承認されました。また、役員の改選もありましたが、四月一日に公益法人移行時の役員を登記する必要があり、現役員全員が重任すること承認されました。

なお、三月十九日付で県から公益社団法人としての認定書の交付を受けました。四月一日に法務局に社団法人から公益社団法人への名称変更登記をすることになります。

厚生労働省からの行政説明

三月二十一日に全日本育成会主催で国の関係機関からこれからの障害者福祉施策について行政説明会が開催されました。特に、障害者支援区分の見直しについて紹介します。

(1) 新判定式の構築

・要介護認定と同様の判定式は使用せず、抜本的に見直す。
・新たなコンピュータ判定式では、全ての調査項目の結果をもとに判定。

(2) 調査項目の追加・削除

・知的障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加
・発達障害の特性にも配慮出来るよう、行動障害に関する調査項目を追加。
・重複する調査項目や判定に影響の少ない項目の削除

(3) 選択肢や調査方法の見直し

・見守りや声かけ等の支援の評価
・できない場合の評価
・慣れない状況や初めての場所で出来ない場合の評価
・状態や症状に変化があることの評価

(4) 見直しのスケジュール

・二十五年度四月～七月
新方式のモデル事業
・二十五年度八月～二十六年三月
判定ソフトの開発・導入
・平成二十六年四月
新判定開始

※詳細の資料をホームページに掲載しています。

☆全国大会のお知らせ☆

第六十二回手をつなぐ育成会全国大会
★とき
平成二十五年十一月九日(土)
十日(日)

★ところ

大分県別府市 ビーコンプラザ

平成25年度手をつなぐ育成会予算

収入総額	14,400千円	繰越金含む	その他事業会計除く
事業活動支出	14,339千円	その他事業会計除く	
1 公益事業会計	6,899千円	⑥各関連事業への助成事業	563千円
①東北ブロック・県大会	4,300千円	2 法人会計	7,440千円
②情報提供事業	450千円	⑦人件費等法人運営費	7,440千円
③各種協議会・研修会開催事業	586千円		
④本人活動支援事業	910千円	3 その他事業会計	271千円
⑤特別支援学校保護者相談会	90千円	⑧情報誌「手をつなぐ」の配布	271千円

☆賛助会員☆

平成二十四年度は、次の方々に賛助会員等として会の活動を応援していただきました。会員一同ご協力に感謝申し上げます。

小松拓治 様	近藤昭三 様
齋藤健一 様	谷内和夫 様
谷内陽子 様	谷内和俊 様
山下克子 様	須田 馨 様
松山洋子 様	石川紀子 様
今山弘子 様	加藤恵美子 様
加賀谷ルミ子 様	佐藤芳郎 様
越後鉄雄 様	長橋和子 様
谷内幸保 様	小野瑞枝 様
柴田貞二 様	田中孝美 様
(仙北市)	安田正一 様
高橋 博 様	菅原一恵 様
森田勝利 様	鷹島敏男 様
佐藤要治 様	金 慶一 様
庄司和歌子 様	高橋麻理 様
(にかほ市)	猪股 洋 様
高橋 博 様	勝山次男 様
高橋勝彦 様	大野広四郎 様
西村英幸 様	柿崎文夫 様
小笠原佳江 様	佐藤雄孝 様
加賀谷 弘 様	小山真紀子 様
加賀谷法子 様	元吉ミチ 様
田中 勉 様	菅原ユウ子 様
池田芳雄 様	樋口貞夫 様
高久修太郎 様	

中津川正次郎様 小田嶋栄悦様
柳原 清 様

一般社団法人旭陽会
代表理事 伊藤由春 様
秋田市山王中島町2-16

有限会社本山物産 様
秋田市外旭川字大畑94-8

亀谷外科医院 亀谷武彦 様
美郷町野中沢田3

薬局すばる 黒丸長雄 様
大仙市角間川字町頭180-19

特定非営利活動法人
秋田ふくしハートネット 様
仙北市角館町大風呂1-1

社会福祉法人慈泉会
サンワーク六郷 様
美郷町野中沢田55-2

株式会社アキタネット 様
秋田市川尻大川町2-35

第53回手をつなぐ育成会東北ブロック大会

第55回手をつなぐ育成会秋田県大会(併催)

< 大会スローガン >

「心豊かに暮らせる共生社会をめざそう」

< 日 時 > 平成25年9月28日 (土) 13時～17時
9月29日 (日) 9時30分～12時

< 会 場 > 秋田県民会館 / 秋田ビューホテル

< 主 な 内 容 >

■ 28日・・・ 式典・講演・アトラクション

■ 29日 **分科会**

1. 学齢児童生徒・保護者の地域支援	2. 就労と地域生活支援
3. 高齢化に向けた生活支援	4. 人権擁護の推進

本人大会

5. ほんにんかつどうをがんばる
6. たいけんかつどう(ふれあいかんとう・きりたんぽ)
7. しゃかいけんがく(おがすいぞくかん)

■■■■ 3つの保障で大きな安心 ■■■■

1 病気・ケガの
入院の保障

2 権利擁護
費用保障

3 個人賠償
責任補償

ぜんちの

あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険(無告知型)2012年創設

詳しい資料のご請求はお客様サービスセンターまでどうぞ。

0120-322-150

営業時間
平日 9:30～17:30
土日・祝日・年末年始除く

引受保険会社



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号 岩本町シティプラザビル5階

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

(資 料 編)

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その1）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
改正根拠法	=====	つなぎ法（正式名称は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）	地域社会共生実現法（正式名称は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）
施行時期	平成 18 年 4 月 / 10 月（二段階施行）	平成 22 年 12 月 / 平成 23 年 10 月 / 平成 24 年 4 月（三段階施行）	平成 25 年 4 月 / 平成 26 年 4 月（二段階施行）
法律の名称	障害者自立支援法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
支援の実施主体	自立支援法 → 市町村 児童福祉法 → 都道府県（児童相談所）	自立支援法 → 市町村 児童福祉法のうち通所 → 市町村 / 児童福祉法のうち入所 → 都道府県（児童相談所）	
法の目的・理念	法の目的規定はあるが、理念規定なし（目的規定には「・・障害者及び障害児が【自立した】日常生活又は社会生活を営むことができるよう・・」という自立生活の支援という概念が盛り込まれる）	理念規定を新設し、法の目的も修正（可能な限り地域での生活や社会参加機会を確保する理念を新設し、法の目的の「自立した」という文言を「基本的人権を享有する個人としての尊厳」へ置き換え）	
制度対象（障害の範囲）	身体・知的・精神の3障がい（発達障がいや高次脳機能障がいも精神障がいの類型で対象となるが、手帳の取得が難しい上に明示規定もなかったため、窓口で非該当扱いされることも） ※ 児童については、児童福祉法における障がい定義が緩やかなため、未就学児を中心に手帳の有無に関わらず制度対象としている市町村が多数	身体・知的・精神・発達4障がい（発達障がいについては法律で対象であることを明示、高次脳機能障がいについては事務処理要領で対象であることを明示）	身体・知的・精神・発達4障がい（発達障がいについて）に難病が加わる（制度対象となる難病の範囲については、詳細を政省令で定める）
利用者負担	月額負担上限付きの1割負担（上限設定） 住民税課税世帯 → 37,200 円 住民税非課税世帯 → 24,600 円 年収 80 万円程度の世帯 → 15,000 円 生活保護世帯 → 0 円 ※ その後、「特別対策」によってたびたび上限が引き下げられ、2010 年 4 月から非課税世帯は 0 円に	応能負担の考え方を取り入れた月額負担上限付きの1割負担（住民税非課税世帯は負担ゼロ） （上限設定）※ 成人の場合 住民税所得割額 16 万円以上 → 37,200 円 / 住民税所得割額 16 万円未満 → 9,300 円 ・ 入所施設、GH・CH利用の場合、市町村民税が課税なら 37,200 円 ・ 所得割 16 万円は、概ね年収 600 万円 （上限設定）※ 児童の場合 住民税所得割額 28 万円以上 → 37,200 円 住民税所得割額 28 万円未満（入所） → 9,300 円 / 住民税所得割額 28 万円未満（在宅） → 4,600 円 ・ 所得割 28 万円は、概ね年収 850 万円 ※ 2012 年 3 月までの特別対策を法定化したもの	
障害程度区分	自立支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにする区分として位置付け（対象は 18 歳以上） 介護保険の要介護度認定と似た仕組みにより、区分を7段階（自立、区分1～6）に設定 判定された区分により、利用できるサービスがある程度振り分けられるほか、ヘルパー系サービスについては区分に応じて国庫負担の上限額が設定される 調査員による聞き取り（106 項目）結果をコンピュータにより判定（一次判定）し、さらに認定審査会において概況調査や聞き取り時の特記事項などを勘案して最終的な区分判定（二次判定）を行う 介護保険の聞き取りを流用しているため、特に知的・精神・発達障がいのある人の区分が適切に判定されない（実態よりも軽く判定されてしまう）という指摘あり	基本ルールは変わらないが、名称を「障害支援区分」と変更し、あわせて位置付けも「障害特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合い」と変更 国に対し、障害支援区分の認定が知的障がい・精神障がいのある人の特性に応じて行われるよう、適切な配慮を求める	

※ 総合支援法の説明部分が網かけになっているのは平成 26 年 4 月施行分（網掛けなしは平成 25 年 4 月施行）

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その2）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
相談支援・意思決定支援	地域生活支援事業の必須事業（市町村の直営または委託）とサービス利用計画の二本立て ただし、市町村の委託費には大きな差が出たほか、サービス利用計画の作成もほとんど進まず 意思決定支援については特段の規定なし	地域生活支援事業、サービス等利用計画作成に加え、障害児相談、地域相談を追加 サービス等利用計画（障害児相談）の対象は一挙に「原則全員」へ拡大（3 年をかけて拡大） 意思決定支援については特段の規定なし	相談支援の仕組みはつなぎ法と同様だが、地域相談の対象者に刑務所や矯正施設から地域移行する人が加わる（つなぎ法までは入所施設と病院のみ対象） 障害者基本法の改正を踏まえ、意思決定の支援が相談支援事業所だけでなく、すべての支援事業所に責務として規定される
ホームヘルプサービス	身体介護、家事援助、通院等乗降介助、通院介助、重度訪問介護の類型（ただし、重度訪問介護については利用対象者が「重度の肢体不自由者」に限定）、その他、重度障害者等包括支援もあり 法改正を伴うサービス類型の変更はないが、運用の変更はあり（通院介助の対象が通院だけでなく事業所見学まで拡大されるなど）		重度訪問介護の対象に知的・発達・精神障がいのある人も加わることに（具体的な対象者は政省令で定める）
外出支援タイプのサービス	重度障がいの人は個別給付、それ以外は地域生活支援事業という整理がなされた 個別給付は重度訪問介護（移動加算）、行動援護（利用対象は知的・発達・精神障がいに限定） 地域生活支援事業は移動支援（支援費制度までは「移動介護」という個別給付だったものを市町村事業化）	基本的な整理の方向性は変更されていないが、重度の視覚障がいのある人の外出支援が「同行援護」として平成 23 年 10 月から個別給付化され、重度障がいの人に対する外出支援はすべて個別給付化 また、行動援護の利用対象者となる条件も緩和されている（障害程度区分判定聞き取り項目のうち「行動面」の評価点数 20 点満点中 8 点以上で対象） ※ つなぎ法や総合支援法の附則で移動支援のあり方に関する検討が規定されている	
グループホーム・ケアホーム	それまでのグループホームを「ケアホーム」と「グループホーム」へ分別 障害程度区分が「2」以上の場合はケアホーム、区分が「1」以下の場合はグループホームを利用（報酬もケアホームの方が高い）が原則だが、事業所指定を同時に取ることで、区分に関係なく利用することは可能	分別の方向性に変更はないが、ホーム入居者に対する家賃補助制度を創設（平成 23 年 10 月から） 対象は、グループホームまたはケアホームに入居している低所得（住民税非課税）の人で、2 ヶ月遅れで事業所へ（事業報酬とともに）支払われる仕組み	グループホームとケアホームを「グループホーム」に一元化（訓練等給付へ一元化） ホーム入居者がヘルパーを利用できる条件の大幅な緩和や単身生活型のグループホームも検討
地域生活支援事業	従来国庫補助メニュー事業だったものを統合して創設したため、雑多な事業内容となる 補助スキームも統合補助金化され、市町村の取組みが充実すると持ち出しが増える仕組み 相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具の給付または貸与、手話通訳者等派遣が「必須事業」 日中一時支援、訪問入浴サービス、福祉ホーム、成年後見制度利用支援などが「その他事業」	基本的な仕組みに変更はないが、成年後見制度利用支援事業の位置付けが「その他事業」から「必須事業」へ変更（格上げ） 統合補助金のための予算も徐々に増額される（当初 400 億円 → 平成 24 年度は 450 億円）	基本的な仕組みに変更はないが、市町村地域生活支援事業の「必須事業」が大幅に増加（以下の 4 事業） ①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 ②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 ④意思疎通支援を行う者の養成
自立支援協議会	障がいのある人の地域生活を支えるための支援システム構築するために重要な組織とされたが、法的な位置付けなし（国が通知等で設置を強力に推進した結果、平成 23 年度末では 9 割以上の市町村が設置済み）	法律上に設置規定（任意設置）を置き、法的な位置付けを明確化 障害福祉計画の策定・変更時に自立支援協議会の意見を聞くことができることも規定	地域ごとに協議会の名称を自由に付与することができるよう、法律上の名称を単に「協議会」へ変更 協議会の構成メンバーに障がいのある人や家族などの当事者が含まれることを明確化
障害福祉計画	各自治体が将来 3 年間で自立支援法の障害福祉サービス（地域生活支援事業）をどのように整備するか、について数値目標を立てる計画として法定化	障害児支援が児童福祉法の所管になったことに伴い、児童デイサービスが計画対象から除外 児童福祉法サービスの整備は参考資料として掲載可能	地域の潜在的ニーズ（学校や病院との連携によるニーズ把握）を織り込んで計画策定し、定期的に評価・検証する規定を追加

※ 総合支援法の説明部分が網かけになっているのは平成 26 年 4 月施行分（網掛けなしは平成 25 年 4 月施行）

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その3・障がい児支援）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
サービスごとの根拠法令	知的障害児施設（入所） → 児童福祉法 自閉症児施設（入所） → 児童福祉法 肢体不自由児療護施設（入所） → 児童福祉法 知的障害児通園施設（通所） → 児童福祉法 肢体不自由児通園施設（通所） → 児童福祉法 児童デイサービスⅠ型・Ⅱ型（通所） → 自立支援法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 短期入所 → 自立支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 移動支援（ガイドヘルプ） → 自立支援法	従来の入所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の入所施設のうち、医療機関を併設していないものは「福祉型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型児童発達支援」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設していないものは、児童デイサービスと統合した上で「福祉型児童発達支援」（通所施設とⅠ型児童デイ）または「放課後等デイサービス」（Ⅱ型児童デイ） → 児童福祉法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 / 短期入所 → 自立支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 / 移動支援（ガイドヘルプ） → 自立支援法 重症心身障害児者への支援も含め、全体的に事業移行（基本的には、従来のサービスが継承されている）	
入所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 18 歳以上の者（いわゆる加齢児）については自立支援法サービスが適用されることとなっているが、実際には児福法により延長利用が可能	児童福祉法の改正により、障害特性で分類されていたサービス類型を目的別に再整理（平成 18 年の自立支援法施行時に成人施設で行った再整理を児童分野にも適用） 18 歳以上の者（いわゆる加齢児）の利用を厳密化し、19 歳までは児福法対応可とするが、20 歳からは自立支援法を適用（そのため、障害児施設が 20 歳以上の者を受け入れる場合、障害児施設の指定と障害者施設の指定をダブルで受ける必要あり）	
通所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 障害児の通所サービスは施設・事業所へ子どもが通うスタイルが原則 各種通園施設（社会福祉法第一種事業）と児童デイサービス（第二種事業）は類似サービスだが別の事業として整理	児童福祉法の改正により、障害種別で分類されていたサービス類型を目的別に再整理（平成 18 年の自立支援法施行時に成人施設で行った再整理を児童分野にも適用） また、旧通園施設と旧児童デイサービスを統合したため、児童発達支援事業・放課後等デイサービスを第二種事業とした上で、施設基準を満たすものを「児童発達支援センター」と呼称（主に旧通園施設が「センター」となるが、施設基準さえ満たせば NPO 法人などでもセンターの設置は可能） 放課後や長期休暇中の余暇活動などを支援するサービスについては、放課後等デイサービスとして独立 さらに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどへ在籍する障がいのある子どもの元へ支援者を派遣する事業（保育所等訪問支援）を創設	
重症心身障害児者への支援	入所 → 重症心身障害児者施設（児童福祉法） 通所 → 重症心身障害児者通園事業 A 型・B 型 通園 A 型は重心施設で実施、B 型は療護施設や更生施設などで実施、いずれも児福法だが法定事業ではなく補助事業として実施	入所 → 療養介護、医療型障害児入所施設（児童福祉法） 通所 → 生活介護、医療型児童発達支援、福祉型児童発達支援、放課後等デイサービス 重心については、児者一貫した支援が必要との観点から、入所・通所ともに同一事業所を利用できるような特例あり（法律上は児福法と自立支援法でサービスが分かれるが、人員配置などは片方の基準を満たせば OK）	

※ この一覧表で取り上げていない項目（実施主体、制度対象、利用者負担、相談支援・意思決定支援、ホームヘルプサービス、外出支援タイプのサービスなど）は、自立支援法と同様

今後の検討課題

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- ③ 障害者の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その４・今後の検討課題）

項 目	今後の検討に向けてポイントとなる事項
常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方	現行の「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」という区分け 介護給付については、重度障がいのある人への支援や程度区分（市町村が財政面の不安なく重度障がいのある人へのサービス提供ができる仕組み）との関係など 訓練等給付については、支援事業所の整備（特に、生活訓練や就労移行支援事業所の整備）や利用期限（有期限は適当であるとしても、サービス等利用計画などに基づく期間延長の仕組み）など 地域生活支援事業については、実質個別給付である移動支援や地域活動支援センターの取扱い（個別給付への転換）や統合補助金のあり方（先駆的・積極的な市町村に対する重点的な補助配分のあり方）など
障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方	障害支援区分の判定基準の見直し（または廃止）と相談支援のあり方 程度区分については、区分の存廃、聞き取り項目の見直し（現行の項目に、知的・発達障がいなどへの特性を踏まえた項目を追加）、二次判定での変更（障がい特性に応じた上位区分判定を容易にするガイドライン等の整備）など 相談支援のあり方については、相談支援専門員の計画的増員、ピアカウンセリングの制度化など
障害者の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方	「意思決定支援」の明確な定義がなされておらず、まずは意思決定支援に関する概念や用語の定義 特に、意思決定支援については、意思決定を担保するための経験・体験の保障、情報の入手や比較や活用などへの支援、表出された意思の適切なキャッチなど 成年後見制度については、福祉サービスの利用という観点であれば、実効性のある身上監護の仕組み（たとえば、市民後見人の養成による身近な権利擁護を弁護士等の専門職がバックアップする仕組み）の構築など
手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方	聴覚障がい、盲ろう重複障がいのある人だけでなく、発達障がいなどにより意思疎通が難しい人への支援 聴覚、盲ろう重複障がいについては、手話通訳者の計画的養成、派遣体制など 発達障がいについては、従来の手話通訳制度ではない、新たなコミュニケーション支援（一見すると言語的コミュニケーションが可能に思われるが、真意を引き出すための工夫）のあり方など
精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方	特に障がいのある人が高齢化している状況を踏まえ、高齢者ケア（介護保険での支援）との関係性をどう考えるか 精神障がいのある人の支援については、支援サービスの整備や医療との連携（とりわけ、医療領域の日中活動支援（デイケアサービス）と福祉領域の日中活動支援との関係性整理）など 高齢化した障がいのある人への支援については、特性に応じた支援の継続性の担保や介護保険併設型事業所（特に地域密着型小規模多機能型事業所）の整備など

法律の評価はさまざまですが、総合支援法の成立により、自立支援法の「廃止」では事実上ありません。したがって、従来「つなぎ」法（自立支援法廃止までのつなぎ）と呼ばれていた今年４月からの自立支援法・児童福祉法の改正は、今後相当期間継続することになります。

３年後の見直し規定も視野に入れる必要はありますが、まずはこの４月からスタートした「相談支援」や「障害児支援」のあり方を各市町村で議論し、支援体制を整備することが求められます。そのためにも、自立支援協議会などの場を活用した、地域の関係機関との連携が重要となります。